

# 新型コロナウイルス感染症対応資金を利用されている 中小企業者の皆様へ支払利子を補給します

## 対象者

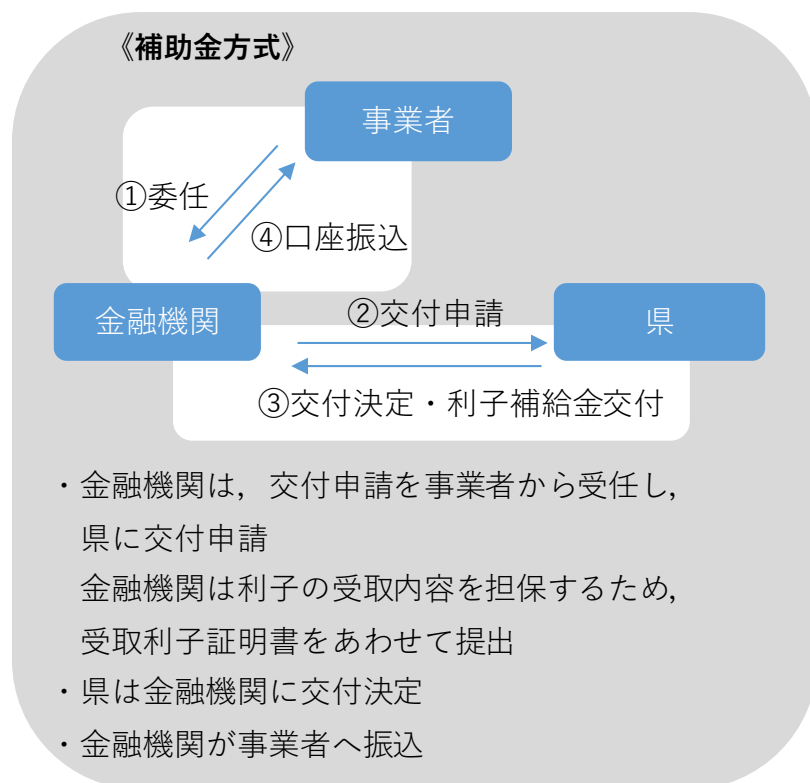
新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業者で以下の対象者には、支払利子の補給を行っています。

- 対象者 売上高等▲5%以上の個人事業主  
売上高等▲15%以上の小・中規模事業者(上記を除く)

## 利子補給の概要

- 対象融資限度額 一企業 6,000万円以内
  - 利子補給率 融資利率(年)1.3%に相当する額
  - 補給期間 借入日から3年間
  - 補給回数 年2回 上期(4月～9月分), 下期(10月～3月分)
  - その他 利子補給制度のほか保証料補助制度があります。
- 保証料補助制度
- ・対象融資限度額 一企業6,000万円以内
  - ・保証料補助率 売上高等▲5%以上の個人事業主(小規模に限る)→全額  
売上高等▲5%以上の小・中規模事業者→2分の1  
売上高等▲15%以上の小・中規模事業者→全額
  - ・補助期間 全期間
- ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

## 手続きの流れ



- ① 事業者は交付申請に係る委任状を金融機関に提出し、金融機関はこれを受任します。
- ② 金融機関は、受け取った利子に相当する額を県に交付申請します。
- ③ 県は、金融機関に交付決定するとともに、決定した利子相当額を金融機関に交付します。
- ④ 各金融機関から、事業者に利子相当額の振込みを行います。

## 申請・お問い合わせ

- 申請先  
宮城県内に本店・支店を有する地方銀行, 都市銀行, 第二地方銀行, 信用金庫, 信用組合, 商工組合中央金庫  
※ 県制度融資のお申し込みと併せて申請  
※ 既に融資を受けている方は、融資を受けた金融機関に申請
- お問い合わせ先  
宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商工金融班  
電話 : 022-211-2744